

許認可等の内容	地縁による団体の設立の認可		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 月	設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日
審 査 基 準 法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に掲げる認可基準に該当するかどうか、また法施行規則第 18 条第 1 項に掲げる所定の書類の提出があるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 法第 260 条の 2 第 2 項第 1 号関係 (1) 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているかどうかは、団体の規約に掲げられている目的の内容によって具体的に判断する。 (2) 規約の目的は、団体の権利能力の範囲が明確になる程度に具体的に定められていること。 (3) 特定の分野に限定された活動を目的とする団体は、地縁による団体として認可しない。 ここで、「特定の分野に限定された活動を目的とする」団体とは、スポーツや芸術の同好会、老人クラブ、婦人会、林野の管理組合的団体など特定の分野のみに限定した活動を行う団体をいう。 (4) 「現にその活動を行っている」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を認可申請年月日以前に 6 月以上継続して行っていることをいう。 2 法第 260 条の 2 第 2 項第 2 号関係 (1) 「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」とは、町、字、地番、住居表示による表示又は河川、道路で区切った区域などにより区域を画する表示の方法で容易に区域を認識できるものであることをいう。 (2) 区域は、相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。 ここで、「相当の期間」とは、認可申請年月日以前 6 月とする。 3 法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号関係 (1) 「その相当数の者が現に構成員になっていること」とは、認可申請年月日において当該区域に住所を有する者の過半数が構成員となっていることとする。 (2) 住所を有する者とは、法第 10 条に規定する住民とし、国籍を問わない。 (3) 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」が、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかな場合には、当該個人の加入を拒むことができることを妨げない。 4 法第 260 条の 2 第 2 項第 4 号関係 規約は、法第 260 条の 2 第 3 項に規定する事項その他の事項について、法令の規定に抵触しない範囲内で定められていること。 5 その他の事項 法施行規則第 18 条第 1 項に掲げる書類の提出があること。			
変更日 令和 3 年 1 1 月 2 6 日			

市民 2－2

許認可等の内容	認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 1 以下の事項の記載があること。 (1) 請求者の氏名 (2) 請求者の住所 (3) 請求しようとする団体の名称 (4) 請求しようとする団体の事務所の所在地 (5) 法施行規則第 21 条第 2 項各号に掲げる者の住所の表示を希望する場合はその旨の意思の表示 2 前項第 5 号の意思の表示があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該住所を表示して交付するものとする。ただし、住所を表示することにより本人の権利利益が不当に害されるおそれがあるときその他住所を表示することが適当でないと認めるときは、この限りでない。 (1) 請求者が法施行規則第 21 条第 2 項各号に掲げる者本人であるとき。 (2) 請求者が法施行規則第 21 条第 2 項各号に掲げる者以外の者であるときは、当該各号に掲げる者の委任の旨を証する書面の添付があること。 変更日 令和 6 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 10 月 1 日			

市民 2－3

許認可等の内容	認可された地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 31 第 2 項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 1 規約に定められた手続に従っていること。(破産手続の開始の決定及び合併による解散の場合を除く。) 2 規約に特別の定めのないときの財産の処分方法は、類似する目的を持つ他の地縁による団体又は鳥取市に寄附することとすること。 変更日 令和 5 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	認可された地縁による団体の規約の変更の認可		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 3 第 2 項		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 1 規約の変更について総会員の 4 分の 3 以上の同意があり、又は規約に定められた手続に従っていること。 2 法第 260 条の 2 第 3 項に定められた要件に反する規定を定めていないこと。この場合において、要件の具体的な基準は、地縁による団体の設立の認可の基準を準用する。			

許認可等の内容	地縁による団体の所有不動産の登記移転等に係る公告申請		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 46 第 1 項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	4 月	設 定 日	平成 27 年 9 月 1 日
審 査 基 準 認可地縁団体から提出された所有不動産の登記移転等に係る公告申請書及び添付書類（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 2 の 5 第 1 項各号に掲げる書類）が、法第 260 条の 46 第 1 項に掲げる要件を満たすかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 法第 260 条の 46 第 1 項関係 (1) 「認可地縁団体が、当該不動産を所有していること」を疎明するに足る資料とは、次に掲げるものとする。 ア 地縁による団体が認可を申請する旨を議決した総会議決資料のうち保有する資産の確定について確認できるもの又は地縁による団体の代表者が認可申請書に添付した「保有資産目録」若しくは「保有予定資産目録」 イ 上記アの資料に申請不動産の記載がないときは、申請不動産を所有するに至った経緯等がわかる認可地縁団体の総会議決資料等 (2) 「認可地縁団体が、当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること」を疎明するに足る資料とは、次に掲げるものとする。 ア 申請現在と 10 年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「固定資産税課税台帳の記載事項証明」「固定資産税の納税証明書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」等の資料 イ 上記アの資料の入手が困難なときは、その理由書と併せて隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面、占有を証する写真等 (3) 「当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること」を疎明するに足る資料とは、次に掲げるものとする。 ア 登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」 イ 上記アの資料の入手が困難な時は、その理由書と併せて隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面、占有を証する写真等 (4) 「登記関係者（相続人を含む。）の全員又は一部の所在が知れないこと」を疎明するに足る資料とは、次に掲げるものとする。 ア 登記記録上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことの証明 イ 「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便 ウ 精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面 (5) 申請者が代表者であることを証する書類 申請者が代表者となった経緯がわかる総会決議資料等			
変更日 令和 3 年 1 1 月 2 6 日 変更日 令和 5 年 4 月 1 日			

市民 2－6

許認可等の内容	認可地縁団体同士の合併の認可		
根拠法令及び条項	地方自治法第 260 条の 39 第 3 項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1 月	設 定 日	令和 5 年 4 月 1 日
審 査 基 準 法第 260 条の 39 第 4 項において準用する同法第 260 条の 2 第 2 項に掲げる認可基準に該当するかどうか、また法施行規則第 18 条の 2 に掲げる所定の書類の提出があるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 法第 260 条の 39 第 4 項において準用する法第 260 条の 2 第 2 項第 1 号関係 (1)「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているかどうかは、団体の規約に掲げられている目的の内容によって具体的に判断する。 (2)規約の目的は、団体の権利能力の範囲が明確になる程度に具体的に定められていること。 (3)特定の分野に限定された活動を目的とする団体は、地縁による団体として認可しない。 ここで、「特定の分野に限定された活動を目的とする」団体とは、スポーツや芸術の同好会、老人クラブ、婦人会、林野の管理組合的団体など特定の分野のみに限定した活動を行う団体をいう。 (4)「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っている」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を合併の認可申請年月日以前に 6 月以上継続して行っていることをいう。 (5)「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類」とは、次に掲げるものとする。 ア 合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録 イ 合併しようとする認可地縁団体同士が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動の活動記録等 2 法第 260 条の 39 第 4 項において準用する法第 260 条の 2 第 2 項第 2 号関係 「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」とは、町、字、地番、住居表示による表示又は河川、道路で区切った区域などにより区域を画する表示の方法で容易に区域を認識できるものであることをいう。 3 法第 260 条の 39 第 4 項において準用する法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号関係 (1)「その相当数の者が現に構成員になっていること」とは、合併の認可申請年月日において当該区域に住所を有する者の過半数が構成員となっていることとする。 (2) 住所を有する者とは、法第 10 条に規定する住民とし、国籍を問わない。 (3)「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」が、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかな場合には、当該個人の加入を拒むことができることを妨げない。 4 法第 260 条の 39 第 4 項において準用する法第 260 条の 2 第 2 項第 4 号関係 規約は、法第 260 条の 2 第 3 項に規定する事項その他の事項について、法令の規定に抵触しない範囲内で定められていること。 5 その他の事項 法施行規則第 18 条の 2 に掲げる書類の提出があること。 鳥取市内の他の認可地縁団体との合併であること。 合併の認可を申請すること（規約変更認可を含む）の総会の決議は、規約に別段の定めがある場合を除き、各認可地縁団体において、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成を経ること。			